

ケアプランセンターあいの実

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人あいの実が開設するケアプランセンターあいの実（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ケアプランセンターあいの実
- ② 所在地 宮城県仙台市泉区北中山 4-33-13

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 1名（常勤兼務職員、管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日、8月14日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ 24時間、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 原則として、利用者宅で行うが、利用者の希望があれば、第3条に規定する事業所内、病院施設等でおこなうものとする。
- ② 使用する課題分析票の種類 会社独自方式、情報収集シート128（居宅）方式とする。
- ③ サービス担当者会議の場所 利用者宅、第3条に規定する事業所内、その他適切な場所
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、仙台市泉区とする。

（事故発生時の対応）

第8条 従業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（個人情報保護）

第9条 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（苦情処理）

第10条 事業所が提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、相談窓口の設置のほか、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、従業者に対し、市区町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市区町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な措置を講じるものとする。

相談窓口：受付時間 月曜～金曜日 9～18時

担当者 大神聡子

電話番号 090-9630-8710

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。虐待防止委員会は、社会福祉法人あいの実が運営する訪問介護事業所であるヘルパーステーションあいの実と合同で開催するものとし、事業所の管理者は、その構成員として参画する。この場合において、他の委員会との合同開催又は関係機関等の協力を得ての開催を妨げない。なお、虐待防止委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を、新規に採用した際及び年1回以上定期的に実施すること。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第4号の担当者は、管理者とする。管理者は、事業所における虐待の防止に関する責任者として、虐待の防止のための体制を統括し、虐待防止委員会の開催、虐待の防止のための指針の整備及び研修の実施を行うものとする。

3 従業者は、事業所の従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するとともに、管理者に報告しなければならない。

4 従業者は、養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合において、当該利用者の生命又は身体に重大な危険が生じているときは、速やかに、これを市町村に通報するとともに、管理者に報告しなければならない。

5 従業者は、前項に規定する場合のほか、養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めるとともに、管理者に報告するものとする。

6 管理者は、第3項から前項までの通報を行った場合又は虐待が疑われる事案を把握した場合には、次の措置を講じるものとする。

- ① 利用者の安全の確保及び必要な支援を最優先に行うこと。
- ② 事実関係を確認して記録するとともに、市町村が行う調査に協力すること。
- ③ 虐待防止委員会において発生原因の分析及び再発防止策の検討を行い、その結果を従業者に周知徹底すること。
- ④ 再発防止策の実施状況を検証すること。

7 事業所は、従業者が第3項から第5項までの通報を行ったことを理由として、当該従業者に対し、解雇その他不利益な取扱いを行わない。

8 利用者に対する虐待に該当し、又は該当するおそれのある事案への対応は、本条の定めるところによる。この場合において、第8条に定める利用者の家族等への連絡は、当該事案の内容に照らして適切と認められる範囲で行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後1ヶ月以内 継続研修 年6回

2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あいの実と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年8月1日から施行する。